

習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る ご意見等に対する回答及び見直し案の修正

1. 会議中にあつたご意見等

	項目	意見・質問等	回答・見直し案の修正		質問者 担当課
			見直し案の修正	文言等	
1	放課後健全育成事業	令和4年1月の大雪の際に、奏の杜から谷津南小学校への通学に利用している路線バスが運休したことで、登校に苦慮した児童がいた。放課後児童会としても、バスで谷津南小学校へ通学する児童への助力をお願いしたい。	奏の杜から谷津南小学校への通学に利用している路線バスに係る費用は、教育委員会で負担している。引き続き、教育委員会とともに児童の通学状況を注視していく。		桃原委員
	【資料2 8～10頁】 (4)放課後児童健全育成事業の必要量と確保方策の見直し		見直し案の修正	なし	児童育成課
2	一時預かり事業	保護者の精神衛生上、子育てから離れる機会があつた方がよいと思う。希望者全員が利用できるよう、事業拡大を希望する。	コロナの影響により、利用控えが見受けられたことから、計画の見直しは行わないが、現計画どおり令和6年度に開設予定の(仮称)向山こども園において、一時保育を実施する予定である。		黒木委員
	【資料2 11頁】 (5)その他、地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策の見直し ③④		見直し案の修正	追記	こども政策課
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	コロナ禍において、施設が受入れを休止している状況は仕方ない部分もあるが、この状況がいつまでも続くことは、保護者や子どもにとって好ましくない。市として代替案は検討しているのか。	本市には乳児院がなく、委託契約している市外施設と事業再開について定期的に協議しているが、依然として厳しい状況である。 また、この度、制度改正され、里親も受入れ可能となったことからどのような手法がとれるか検討している。		上村会長
	【資料2 11頁】 (5)その他、地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策の見直し ⑥		見直し案の修正	追記	子育て支援課
4	養育支援訪問事業	伴走型相談支援事業の開始により、既存の養育支援訪問事業の対象者も増加する可能性があるが、どのような検討をされたのか。	同事業は、特定妊婦の支援を主とする事業であり、伴走型相談支援事業開始による影響はないと見込んでいる。仮に対象家庭が増加した場合も、現体制において対応が可能です。		鈴木副会長
	【資料2 11頁】 (5)その他、地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策の見直し ⑧		見直し案の修正	追記	子育て支援課
5	病児保育事業	見直し案では、「見直しを行わない」としているが、休止中の「キッズルームなでしこ」の再開に向けて、働きかけをお願いしたい。	2か月に1回程度、事業再開に向けた協議を行っており、今後も早期再開に向け協議を継続していく。		黒木委員
	【資料2 11頁】 (5)その他、地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策の見直し ⑨		見直し案の修正	追記	子育て支援課
6	その他	「計画の見直し」についての考え方をより明確にするため、文言を修正します。また、当初計画において令和5・6年度に取り組むとした計画等を記載します。	見直し案の修正	文言等	こども政策課
	【資料2 11頁】 (5)その他、地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策の見直し ①～⑩		①～⑩文言修正 【修正前】：見直しは行いません。 【修正後】：現計画どおり実施していきます。 ①延長保育事業 今後整備する全ての保育所等において実施する旨を記載。 ②地域子育て支援拠点事業、⑤利用者支援事業 令和6年度に開設する(仮称)向山こども園において実施する旨を記載。		

	項目	意見・質問等	回答・見直し案の修正		質問者 担当課
			見直し案の修正	なし	
7	学校運営協議会・地域学校協働本部	「学校評議員」を「学校運営協議会」に、「学校支援ボランティア」を「地域学校協働推進員」にそれぞれ移行することによって、委員の活動内容と負担はどのように変わるのか。	双方ともに法律に位置付けられた役割を担うこととなり、それぞれ報酬及び報償が発生する。学校運営協議会においては、「運営方針」の承認及び「学校運営」「教職員の任用」について意見を述べることができる。いずれにしても、活動内容が大きく変わったり、委員の負担が大きく増えるようなことはない。		福井委員
	【資料2 12・14頁】 4. 基本施策の見直し ○学校運営協議会の設置(充実・拡大) ○地域学校協働本部の設置(充実・拡大)		見直し案の修正	なし	指導課 社会教育課
8	学校支援ボランティア	学校支援ボランティアの詳細をお聞きしたい。また、地域学校協働本部に移行することで、活動内容はどうか。	学校支援ボランティアは、年度初めに提出いただく活動実施計画書に基づき、学校設備の維持管理、登校時における交通安全指導等の学校運営に必要な支援活動を行っており、地域学校協働本部に移行しても、基本的な活動内容に大きな変化はない。		桃原委員
	【資料2 14頁】 4. 基本施策の見直し ○地域学校協働本部の設置(充実・拡大)		見直し案の修正	なし	指導課 社会教育課
9	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの予防という観点での新たな取り組みはあるのか。また、医療機関や関係機関との連携についての考えはあるのか。	対応する職員への研修やリーフレット等を使用した関係機関への広報・啓発も必要だと考える。今後、精神科医等との連携を検討していきたい。		鈴木副会長
	【資料2 13頁】 4. 基本施策の見直し ○ヤングケアラーへの支援(新規)		見直し案の修正	全文	子育て支援課
10	特別な支援	10年前と比べ特別な支援を要する児童生徒数が増加しているが、保育所や小学校等に専門職を配置する計画や、専門性の向上等を図る研修への取り組み予定はあるのか。	【こども保育課】 保育指導委員会において、その子にとって一番よい環境や支援を協議し、必要に応じた職員配置を行っているとともに、臨床心理士と各施設に赴き、確認や助言を行っている。 また、専門家を講師に招いた研修を実施し、専門性の向上に努めている。 <後日回答分> 【学校教育課】 特別支援学級に、できる限り正規の教諭を配置し、継続性のある指導が行えるようにしている。県の実施している免許状認定講習を周知し、特別支援教育免許状所持者の増加を図っている。 また令和4年度教育委員会内の特別支援担当者を1名増員し4名体制とし、指導行政の充実を図った。		黒木委員
	—		【指導課】 特別支援学級・通級指導教室担当を対象に、障がい種に応じた研修を行っている。通常学級担任に対しても、特別支援教育に関する基礎的な研修を行っている。学校全体として専門性を向上させ、より多くの児童生徒に適切に支援・指導ができるように努めている。	見直し案の修正	なし
11	訪問支援サービス	保育所や小学校等において、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援サービスの受入れを行っているか。	【こども保育課】 市立保育所・こども園においては、保護者からの希望に応じて受け入れている。 <後日回答分> 【こども保育課】 市内私立施設における保育所等訪問支援事業の受入れについては、37施設中、5施設で実績があった。また、これまで実績がない施設においては、受入れ可能とする施設のほか、申し入れ時の状況により検討する施設がある。		黒木委員
	—		【指導課】 令和4年度は小学校2校において3名の児童を対象として受け入れている。(12月末現在) 訪問支援の目的や実施方法などについて、保護者や学校とも連携を図りながら、受け入れを検討している。	見直し案の修正	なし

2. 会議後に届いたご意見等【欠席委員】

	項目	意見・質問等	回答・見直し案の修正		質問者 担当課
			見直し案の修正	なし	
1	教育・保育の量の見込みと確保方策	保育施設の適正な施設配置をお願いしたい。 私立としては定員割れとなると職員数を減らし、質の高い保育が困難になり、経営も厳しくなる。	保育意向率は、今後も当面の間上昇を続けるものと考えており、施設整備については、保育定員の増を図りつつ、計画どおり実施していく。 ただし、新たに整備する2つのこども園の受入れ人数は、教育需要の減少傾向を踏まえ、長時間、短時間の募集人数を柔軟に設定することで、教育・保育いずれのニーズにも適切に対応できるよう運用していく。		飯生委員
	【資料2 4～8頁】 (2)保育の必要量の見直し (3)教育の必要量の見直し		見直し案の修正	なし	こども政策課

3. 会議後に届いたご意見等【特別傍聴人】

	項目	意見・質問等	回答・見直し案の修正		質問者 担当課
			見直し案の修正	なし	
1	特別な支援	特別支援が必要な子どもたちへの対応の中で、「公立の保育所・こども園については把握が出来、対応している」とのことだが、私立園についても、市として把握、対応すべきではないか。 就学時、多くの子どもが市立小学校に入学することを考えれば必要だと思う。	市内私立施設における保育所等訪問支援事業の受入れについては、37施設中、5施設で実績があった。また、これまで実績がない施設においては、受入れ可能とする施設のほか、申し入れ時の状況により検討する施設がある。 今後も、特別に支援を必要とする子どもが、安心して施設での生活が送れるよう、状況を把握しながら、私立施設とも連携して支援していく。		特別傍聴人
			見直し案の修正	なし	こども保育課
2	私立施設への補助	保育園・こども園及び学童保育において、委託料等、公費が投入されている部分について、監査を行う際、適正に運用されているか、きちんと把握されているか。 また、株式会社は利潤が認められるが、市として、公費を投下したうち何%まで利潤として許容されているのか。 <添付資料> 令和4年に東京都千代田区で発生した補助金の不正受給(保育士数の水増し)に関する記事	給付費、補助金の実績報告における審査に加え、市が行う監査(現地での確認指導等)において、補助対象経費の証拠書類を抜き打ちで確認している。 また、市として許容する利潤割合は、特に定めていないが、施設運営に当たっては国や県、市が定める様々な基準を満たすことを要件としており、この要件に見合った金額を給付額として設定している。 給付額の中での使い道は事業者の裁量によることあり、従事する保育士に直接支給することを要件としている補助金(保育士処遇改善事業費補助金など)の場合は、事業者に給与台帳等の提出を求めるなど適切に支給されているかを確認している。		特別傍聴人
			見直し案の修正	なし	こども政策課 こども保育課